

○環境省令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十三号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十二日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）</p> <p>第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 電子情報処理組織の使用に関する事項 （情報処理センターへの登録期限）</p> <p>第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日</p>	<p>（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）</p> <p>第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>（新規） （情報処理センターへの登録期限）</p> <p>第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日とする。</p>

及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)とする。

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日(休日等を除く。)とする。

(処分受託者の情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四の三 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、三日(休日等を除く。)とする。

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日とする。

(処分受託者の情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四の三 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、三日とする。

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
9 ※欄は記入しないこと。

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t	
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (注)注を付したものは除外する。	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

(第6面)

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
(新規)
7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
8 ※欄は記入しないこと。

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t	
(今後実施する予定の取組)		
(新規)		
※事務処理欄		

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ～ト （略）</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ～ト （略）</p>

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第八条の三十八の二第二号ロ、第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号並びに第十二条の二十二を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

八〇十三 （略）

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二条の二十二を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

八〇十三 （略）

(役員の変更の届出)

第六条の六の三 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、当該変更の日から三十日以内に、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならぬ。

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一 事業者(他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者(特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者を除く。))を含む、法第十二条の七第一項の認定を受けた者を除く。以下この条及び次条において同じ。) 氏名又は名称

二・三 (略)

(役員の変更の届出)

第六条の六の三 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付するものとする。

(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一 事業者(他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者(特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者を除く。))を含む。以下この条及び次条において同じ。) 氏名又は名称

二・三 (略)

四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 名称及び認定番号
(二以上の都道府県知事から同項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定番号)

五・六 (略)

2 (略)

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)とする。

一〜三 (略)

四 産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託した者(電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者に限る。) 第十条の二に規定する許可証の写し、第八条の三十一に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。)

(新規)

四・五 (略)

2 (略)

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)とする。

一〜三 (略)

四 産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報処理組織使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託した者(電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者に限る。) 第十条の二に規定する許可証の写し、第八条の三十一に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。)

イ〜ニ (略)

五 (略)

六 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 第八条の三十八の九に規定する認定証（二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定証）の写し

七〜十 (略)

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〜三 (略)

四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、名称及び認定番号（二以上の都道府県知事から同項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定番号）

五・六 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格 Z 八三〇五に規定する百四十

イ〜ニ (略)

五 (略)

(新規)

六〜九 (略)

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〜三 (略)

(新規)

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格 Z 八三〇五に規定する百四十

ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上（ただし、第一項第四号の名称及び認定番号を表示する場合であつて、九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を表示できない場合は、この限りでない。）の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

4 (略)

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二 (略)

三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管

四 (略)

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以

ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

4 (略)

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二 (略)

(新規)

三 (略)

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以

外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物）を含む。）とする。

イ〜ハ（略）

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	処分
(略)	(略)
<p>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん</p>	

外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。）とする。

イ〜ハ（略）

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	処分
(略)	(略)
<p>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。</p>	

等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者にあつては、前二号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

イ 当該認定に係る産業廃棄物の処分を自ら行う場合にあつては、当該処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上覧の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬		処分
当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	運搬を行った事業者の名称	
運搬年月日	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	処分年月日
積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量		処分方法ごとの処分量
		処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について

（新規）

て、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

ロ 当該認定に係る産業廃棄物の処分を当該認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上覧の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

処分	収集又は運搬				
	当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	収集又は運搬を行った事業者の名称	収集又は運搬年月日	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
備考 収集、運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。	当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 処分を行った事業者の名称				

ハ 当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬のみを行う場合

にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項
(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業
廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有
産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん
等に係るこれらの事項を含む。)とする。

- (1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- (2) 当該産業廃棄物の収集又は運搬を当該認定を受けた者の
うち他の事業者が行う場合にあつては、当該収集又は運搬
を行つた事業者の名称
- (3) 収集又は運搬年月日
- (4) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (5) 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場
所ごとの搬出量

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める
保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル
以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のい
ずれにも該当しないものとする。

一・二 (略)

三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係
る産業廃棄物の保管

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める
保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル
以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のい
ずれにも該当しないものとする。

一・二 (略)

(新規)

四 (略)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一〇十 (略)

十一 法第十二条の五第一項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	(略)
処分	(略)
備考 運搬又は処分に係る特別管理産業廃棄物に法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、当該特別管理産業廃棄物に係るものを明らかにすること。	

三 (略)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一〇十 (略)

十一 電子情報処理組織の使用に関する事項

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新規)

運搬	(略)
処分	(略)
(新規)	

二 法第十二条の七第一項の認定を受けた者にあつては、前号に掲げるもののほか、次の表の上覧の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

処分	収集又は運搬	当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	収集又は運搬年月日	収集又は運搬を行った事業者の名称
処分	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
	当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	
	処分を行った事業者の名称	
	処分年月日	
	処分方法ごとの処分量	
	処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	

2・3 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一 四 (略)

(新規)

2・3 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一 四 (略)

五 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八号の三十一の五第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（管理票の記載事項）

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九（略）

十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八号の三十一の五第三号に規定する登録番号

十一（略）

十二 電子情報処理組織使用義務者が第八条の三十一の四各号のいずれかに該当して管理票を交付した場合には、その理由

2（略）

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終

五 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八号の三十一の二第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（管理票の記載事項）

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九（略）

十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八号の三十一の二第三号に規定する登録番号

十一（略）

（新規）

2（略）

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終

了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならぬ。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第八条の二十八 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 法第十二条の三第五項又は第十二条の五第六項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百八十日

(管理票交付者が講ずべき措置)

第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならぬ。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第八条の二十八 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 法第十二条の三第五項又は第十二条の五第五項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百八十日

(管理票交付者が講ずべき措置)

第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

<p>処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分の事業の全部を廃止した者にその処分を委託したものに限り。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき</p>	
<p>法第十四条の三の二第三項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された者にその運搬を委託したものに限り。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき</p>	<p>当該通知を受けた日から三十日以内</p>
<p>法第十四条の三の二第三項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>当該通知を受けた日から三十日以内</p>

<p>をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限り。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき</p>	
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

(新規)

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物)

(新規)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物（令第二条の四第五号イからハまでに掲げるものを除く。）とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

(新規)

第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とす

る。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第八条の三十一の四 法第十二条の五第一項の環境省令で定める場

合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第十二条の五第一項の規定による登録、同条第三項若しくは第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成三十一年三月三十一日においていずれも六十五歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の五 法第十二条の五第一項及び第二項（これらの規定を法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次

(新規)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

により行うものとする。

一〇五 (略)

六 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

(情報処理センターへの登録期限)

第八条の三十一の六 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める期間は、三日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)とする。

(情報処理センターへの登録事項)

第八条の三十二 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の

一〇五 (略)

六 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

(情報処理センターへの登録期限)

第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)とする。

(情報処理センターへの登録事項)

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号

交付番号

十一 (略)

(情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告)

第八条の三十三 法第十二条の五第三項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

一・二 (略)

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

(処分受託者の情報処理センターへの報告)

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

(処分受託者の情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四の三 法第十二条の五第四項の環境省令で定める期

十一 (略)

(情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告)

第八条の三十三 法第十二条の五第二項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

一・二 (略)

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

(処分受託者の情報処理センターへの報告)

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

(処分受託者の情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四の三 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期

間は、三日（休日等を除く。）とする。

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四 情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第六項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限）

第八条の三十四の六 法第十二条の五第六項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

（情報処理センターによる情報の保存期間）

第八条の三十五 法第十二条の五第八項の環境省令で定める期間は

間は、三日（休日等を除く。）とする。

（情報処理センターの電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四 情報処理センターは、法第十二条の五第四項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限）

第八条の三十四の六 法第十二条の五第五項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

（情報処理センターによる情報の保存期間）

第八条の三十五 法第十二条の五第七項の環境省令で定める期間は

、五年とする。

(情報処理センターによる報告)

第八条の三十六 法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〇四 (略)

(運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間)

第八条の三十七 法第十二条の五第十項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の五第三項の規定による報告 登録の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日）
- 二 法第十二条の五第四項の規定による報告 登録の日から百八十日

(電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

、五年とする。

(情報処理センターによる報告)

第八条の三十六 法第十二条の五第八項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〇四 (略)

(運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間)

第八条の三十七 法第十二条の五第九項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の五第二項の規定による報告 登録の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日）
- 二 法第十二条の五第三項の規定による報告 登録の日から百八十日

(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八條の三十八 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、法第十二條の五第十一項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区 分	報告期限
(略)	(略)
法第十四條第十三項、第十四條の二第四項、第十四條の四第十三項又は第十四條の五第四項の規定による通知を受けた場合において、法第十二條の五第五項の規定による法第十二條の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限り。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四條第十三項、第十四條第十三項又は第十四條の二第四項、第十四條の四第十三項又は第十四條の五第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内
法第十四條第十三項、第十四條の二第四項	法第十四條第十三項

第八條の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二條の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区 分	報告期限
(略)	(略)
法第十四條第十三項又は第十四條の四第十項又は第十四條の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者）の運搬を委託したものに限り。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四條第十三項又は第十四條の四第十項又は第十四條の五第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内
法第十四條第十三項又は第十四條の四第十項	法第十四條第十三項

<p>第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第五項の規定による法第十二条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分の事業の全部を廃止した者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>項、第十四条の二第四項、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>
<p>第十四条の三の二第三項（法第十四条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を取り消された者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条の三の二第三項（法第十四条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を受けられた日にその運搬を受けた日から三十日以内</p>

<p>（新規）</p> <p>三項の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第四項の規定による法第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>（新規）</p> <p>項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

<p>六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第五項の規定による法第十二条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物(当該通知をした産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者にその処分を委託したものに限る。)の処分が終了した旨の通知を受け ていないとき</p>	<p>二第三項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>
--	--

(二)以上の事業者の一体的な経営の基準)

第八条の三十八の二 法第十二条の七第一項第一号の環境省令で定

める基準は、同項に規定する二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。

- 一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。
- 二 次のいずれにも該当すること。

イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式(株主総会において決議をすることができ、きる事項の全部につき議決権を行使することができない株式

(新規)

--	--

を除く。)又は出資を保有していること。

ロ その役員(第二条第七号に規定する役員をいう。)又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員(これに準ずる者を含む。第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号において同じ。)として派遣していること。

ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であつて、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

(収集、運搬、処分等を行う事業者の基準)

第八条の三十八の三 法第十二条の七第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。以下この条から第八条の三十八の十一までにおいて同じ。)に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。

二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。

三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。

(新規)

-
- 四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。
 - 五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - 六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - 七 法第十四条第五項第二号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと。
 - 八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
 - 九 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。
 - イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
 - (1) 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - (2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必
-

要な措置を講じた施設であること。

ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。

(1) 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

(3) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

十 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

（一体的処理の認定の申請）

第八条の三十八の四 法第十二条の七第一項の認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、様式第五号の二による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

（一体的処理の認定の申請に係る書類）

第八条の三十八の五 法第十二条の七第二項の申請書（以下この条において「申請書」という。）に同項第二号の議決権保有割合に関する事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれ

（新規）

（新規）

か一の事業者が保有する当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の議決権保有割合

二 第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の百分の五以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の口数若しくは金額

2 申請書に法第十二条の七第二項第三号の実施体制に関する事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する事業者の名称

二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者の名称

三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）

四 第八条の三十八の二第二号に該当する場合にあつては、同条に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者がその役員（第二条第七号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣している状況

3 法第十二条の七第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の

とおりとする。

一 当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

二 当該申請に係る収集、運搬又は処分の範囲

三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う区域
4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 第二項第二号に掲げる者が行う当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

ロ 当該申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

ハ 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法

ニ 収集又は運搬を行う場合にあつては、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量

ホ 処分を行う場合にあつては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（第十条の四第一項第四号に規定する埋立地をいう。）の面積及び埋立容量。）、構造及び設備の概要

へ 積替え又は保管を行う場合にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

(1) 所在地

(2) 面積

(3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(4) 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

(5) 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

ト 当該申請に係る産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

チ 法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可申請をしている場合にあつては、申請年月日）

リ 次に掲げる産業廃棄物等の一年間の数量又は熱量

(1) 当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量

(2) 当該申請に係る処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

(3) 再生を行う場合にあつては再生品の種類ごとの数量

(4) 熱回収を行う場合にあつては当該熱回収により得ようと

する熱量

又 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

ル 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

ヲ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

ワ 環境大臣が定める事項

二 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（第八条の三十八の二第二号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）

三 第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者以外の全ての事業者に係る株主名簿（これに準ずるものを含む。）

四 第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ロ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に

-
- 要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ハ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ニ 法第十四条第五項第二号イからニまで及びへ並びに第八条の三十八の三第八号に該当しない者であることを誓約する書面
- ホ 法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ヘ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ト 令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 五 第二項第四号に規定する業務を執行する役員の氏名及び住所並びに第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者から派遣されていることを示す書類
- 六 当該申請に係る産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、当該施設について許可を受けていることを証する書類
- 七 前号のほか、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処
-

分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第八条の三十八の三第九号に規定する基準に適合したものであることを示す書類

八 申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

九 第八条の三十八の二第二号ハに規定する基準に適合したものであることを示す書類（第二号に掲げるものを除く。）

十 その他環境大臣が定める書類

5 前項第四号に掲げる書類のうちロ及びニに掲げるものの様式は、様式第五号の三によるものとする。

（一体的処理の変更の認定の申請）

第八条の三十八の六 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五号の四による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

（新規）

五 変更後の処理の開始予定年月日

2 前項の申請書には、第八条の三十八の九に規定する認定証及び当該変更に係る第八条の三十八の五第四項各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定を受けた者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の申請書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定を受けた都道府県知事及びその年月日

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更後の処理の開始予定年月日

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第八条の三十八の七 法第十二条の七第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 第八条の三十八の五第一項第一号に掲げる事項に係る変更（第八条の三十八の二第一号又は第二号イに該当しないこととなる場合に限る。）

二 第八条の三十八の五第二項各号に掲げる事項に係る変更（第四号に掲げる事項に係る変更にあつては第八条の三十八の二第

(新規)

一号及び第二号口に該当しないこととなる場合に限る。）

三 第八条の三十八の五第三項各号に掲げる事項に係る変更

四 第八条の三十八の五第四項第一号イ、ハ、ニからへまで又は
又に掲げる事項に係る変更（ハに掲げる事項に係る変更にあつては当該処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状、ニに掲げる事項に係る変更にあつては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類、へに掲げる事項に係る変更にあつては(1)から(3)までの変更に限る。）

（変更の届出）

第八条の三十八の八 法第十二条の七第九項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 前項の届出書には、当該変更に係る第八条の三十八の五第四項各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3 法第十二条の七第九項の規定による変更の届出をした者は、二

（新規）

以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 届出書を提出した都道府県知事及びその年月日
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 四 変更の年月日

(一体的処理の認定証)

第八条の三十八の九 都道府県知事は、法第十二条の七第一項の認定又は同条第七項の変更の認定をしたときは、様式第五号の六による認定証を交付しなければならない。

(廃止の届出)

第八条の三十八の十 令第六条の七の二の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲
- 四 廃止の理由
- 五 廃止の年月日

(新規)

(新規)

2 法第十二条の七第一項の認定に係る収集、運搬又は処分を廃止した場合には、前項の届出書に、前条に規定する認定証を添付しなければならない。

3 令第六条の七の二の規定による廃止の届出をした者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 届出書を提出した都道府県知事及びその年月日
- 二 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲
- 三 廃止の理由
- 四 廃止の年月日

(報告)

第八条の三十八の十一 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、共同して、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、次に掲げる事項を記載した様式第五号の七による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 次に掲げる数量又は熱量
 - イ 当該認定に係る収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の

(新規)

種類ごとの数量

ロ 当該認定に係る処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

ハ 再生を行った場合にあつては再生品の種類ごとの数量

ニ 熱回収を行った場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

四 当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあつては当該委託の内容及び委託量

（業務規程の記載事項）

第八条の三十九 法第十三条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 情報処理業務の中立性及び公平性に関する事項

五 (略)

（情報処理センターの帳簿記載事項）

第八条の四十四 法第十三条の八の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十二条の五第一項及び第二項に規定する事業者、運搬受託者及び処分受託者の数の状況

二 法第十二条の五第一項及び第二項の規定による登録の状況

三 法第十二条の五第三項及び第四項の規定による報告の状況

（業務規程の記載事項）

第八条の三十九 法第十三条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

（新規）

四 (略)

（情報処理センターの帳簿記載事項）

第八条の四十四 法第十三条の八の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十二条の五第一項に規定する事業者、運搬受託者及び処分受託者の数の状況

二 法第十二条の五第一項の規定による登録の状況

三 法第十二条の五第二項及び第三項の規定による報告の状況

四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分(次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。)を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項(法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。)、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項(法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。)|又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ (略)

ハ 法第九条の八第九項(法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)、第九条の九第十項(法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)|、第九条の十第七項(法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)|又は第十二条の七第十項の規定による認定の取消し

二〇八 (略)

四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分(次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。)を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)|、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項|又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ (略)

ハ 法第九条の八第九項(法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)|、第九条の九第十項(法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)|又は第九条の十第七項(法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)|の規定による認定の取消し

二〇八 (略)

<p>処分の委託 (略)</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p>
----------------------	---

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)
 第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 (略)

(削る)

二 二七 (略)
 (産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>処分の委託 (略)</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p>
----------------------	---

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)
 第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三 三八 (略)
 (産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	<p>七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>八 (略)</p>
-----	---

2・3 (略)

(法第十四条の二第四項の規定による通知の手続)

第十条の十の四 法第十四条の二第四項の規定による通知は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の十の五 法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(法第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続)

第十条の十の六 法第十四条の三の二第三項の規定による通知は、

(略)	<p>七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>八 (略)</p>
-----	---

2・3 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならない。

一 許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 許可を取り消された年月日及び事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の十の七 法第十四条の三の二第四項において準用する法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 (略)

(削る)

二(七) (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七

(新規)

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。

三(八) (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七

条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
処分の委託	<p>一〜四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p> <p>七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>八 (略)</p>

2・3 (略)

(法第十四条の五第四項の規定による通知の手続)

第十条の二十四の二 法第十四条の五第四項の規定による通知は、

特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した

条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
処分の委託	<p>一〜四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p> <p>七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>八 (略)</p>

2・3 (略)

(新規)

書面を送付してしなければならない。

一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の二十四の三 法第十四条の五第五項において準用する法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続)

第十条の二十四の四 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第三項の規定による通知は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一 許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 許可を取り消された年月日及び事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の二十四の五 第十条の十の七の規定は、法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第四項において準用する第十

(新規)

(新規)

(新規)

四条の二第五項の規定による期間について準用する。

(準用)

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定（第七号に係る部分を除く。）は法第十五条の四の三第二項の環境省令で定める書類について、第六条の十九第一項の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）について、第六条の二十の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の二十一の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について、第六条の二十二の規定は令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の八において準用する令第五条の十の規定による廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(準用)

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定（第七号に係る部分を除く。）は法第十五条の四の三第二項の環境省令で定める書類について、第六条の十九第一項の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）について、第六条の二十の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の二十一の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について、第六条の二十二の規定は令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の八において準用する令第五条の十の規定による廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	第六条の二十一の二 第二項	(略)	(略)	(略)
(略)	第六条の十八各号	第十二条の十二の十 三において読み替えて 準用する第六条の 十八各号	(略)	(略)

(適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者)

第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となつたものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

イ 法第七条第一項の許可

(略)	第六条の二十一の二 第二項	(略)	(略)	(略)
(略)	第六条の十八各号	第十二条の十二の十 三において読み替えて 準用する第六条の 十八各号	令第五条の九 の九	令第七条の八において 準用する令第五条 の九

(新規)

-
- ロ 法第七条第六項の許可
 - ハ 法第九条の八第一項の認定
 - ニ 法第九条の九第一項の認定
 - ホ 法第十四条第一項の許可
 - ヘ 法第十四条第六項の許可
 - ト 法第十五条の四の二第一項の認定
 - チ 法第十五条の四の三第一項の認定
 - リ 第二条第一号の委託
 - ヌ 第二条第二号の指定
 - ル 第二条第四号の指定
 - ヲ 第二条の三第一号の委託
 - ワ 第二条の三第二号の指定
 - カ 第二条の三第四号の指定
 - ヨ 第九条第二号の指定
 - タ 第九条第四号の指定
 - レ 第十条の三第二号の指定
 - ソ 第十条の三第四号の指定
 - ツ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
 - ネ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受け
ている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に
必要な行為として行われる場合に限る。）
 - ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
-

ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）

ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

二 市町村である場合

三 都道府県である場合

四 国である場合

五 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合

六 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

（有害使用済機器の保管等の届出）

第十三条の三 法第十七条の二第一項前段の規定による届出は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した

（新規）

様式第三十五号の二による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

四 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ

五 第十三条の六の規定による高さのうち最高のも

六 処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

七 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 事業場の平面図及び付近の見取図

三 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該

施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

四 届出をしようとする者が第二号に掲げる事業場及び前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類

五 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

六 届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し

七 届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

（有害使用済機器の保管等に係る変更の届出）

第十三条の四 法第十七条の二第一項後段の規定による変更の届出は、当該変更の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の三による届出書を提出して行うものとする。ただし、次項の規定により前条第二項第四号及び第六号から第八号ま

（新規）

でに掲げる書類を添付して行う場合にあつては、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行った年月日

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更予定年月日

2 前条第一項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る場所又は施設に関する同条第二項第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するものとする。

(有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板)

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ(2)の規定による掲示板は、

縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨

二 保管する有害使用済機器の品目

三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合

(新規)

にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(有害使用済機器の保管の高さ)

第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのう

(新規)

ちいずれか低いもの

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

（有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ(4)の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

（有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十三条の八 令第十六条の三第一号ニの規定による環境省令で定

（新規）

（新規）

める措置は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間隔に仕切りが設けられている場合を除く。）。

五 その他必要な措置
（有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の九 令第十六条の三第二号イ(2)の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。
（有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

（新規）

（新規）

第十三条の十 令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。

二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 その他必要な措置

(廃止の届出)

第十三条の十一 令第十六条の四の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の四による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行った年月日

三 廃止した事業の範囲

四 廃止の理由

五 廃止の年月日

(有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿)

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に

(新規)

(新規)

応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

<p>保管</p>	<p>一 受入年月日</p> <p>二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目</p> <p>三 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目</p>
<p>処分 又は 再生</p>	<p>一 処分又は再生年月日</p> <p>二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目</p> <p>三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目</p>

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

(事業の廃止等についての措置命令書の記載事項)

第十五条の七の二 法第十九条の十第一項において準用する法第十

九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき保管等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

第十五条の七の三 法第十九条の十第二項において準用する法第十

九条の五第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき保管等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

(土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項)

第十五条の七の四 法第十九条の十一第二項において準用する法第

十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 三 (略)

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 法第十九条の十二第一項の届出台帳は、帳簿及び図

面をもつて調製するものとする。

2 5 (略)

(新規)

(新規)

(土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項)

第十五条の七の二 法第十九条の十第二項において準用する法第十

九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 三 (略)

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図

面をもつて調製するものとする。

2 5 (略)

氏名又は名称等 (廃棄物の区分) 運搬船	↑10 ↓20 ↑5 ↓20 ↓10
-------------------------	--------------------------------

- 備考 1 数字は、センチメートルを示す。
- 2 文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。
- 3 文字及び数字の太さは2センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上を標準とすること。
- 4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 市町村 市町村の名称
 - (2) 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 市町村の名称
 - (3) 一般廃棄物収集運搬業者 許可を受けた市町村の名称及び許可番号
 - (4) 事業者 氏名又は名称
 - (5) 都道府県 都道府県の名称
 - (6) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号
 - (7) 法第12条の7第1項の認定を受けた者 名称及び認定番号
 - (8) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者又は法第15条の4の4第1項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号
- 5 廃棄物の区分については、収集又は運搬する廃棄物の種類に応じて一般廃棄物又は産業廃棄物の別を記載すること。

氏名又は名称等 (廃棄物の区分) 運搬船	↑10 ↓20 ↑5 ↓20 ↓10
-------------------------	--------------------------------

- 備考 1 数字は、センチメートルを示す。
- 2 文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。
- 3 文字及び数字の太さは2センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上を標準とすること。
- 4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 市町村 市町村の名称
 - (2) 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 市町村の名称
 - (3) 一般廃棄物収集運搬業者 許可を受けた市町村の名称及び許可番号
 - (4) 事業者 氏名又は名称
 - (5) 都道府県 都道府県の名称
 - (6) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号
- (新規)
- (7) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者又は法第15条の4の4第1項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号
- 5 廃棄物の区分については、収集又は運搬する廃棄物の種類に応じて一般廃棄物又は産業廃棄物の別を記載すること。

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)③欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。))第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
9 ※欄は記入しないこと。

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t	
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 <small>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	t
(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄		

備考
1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
2 当該年度の6月30日までに提出すること。
3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)③欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。))第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
9 ※欄は記入しないこと。

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t	
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 <small>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第2面) (略)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長)		殿	
		提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
	項目	目標値	項目
	排出量	t	全処理委託量
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量
	自ら理立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	t
		前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第2面) (略)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長)		殿	
		提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
	項目	目標値	項目
	排出量	t	全処理委託量
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量
	自ら理立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
(新規)			
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。 (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量 (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量 (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量 (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量 (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量 (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量 (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量 (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量 (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量 (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量 (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量 (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量 (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者については前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
8 ※欄は記入しないこと。

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。 (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量 (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量 (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量 (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量 (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量 (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量 (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量 (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量 (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量 (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量 (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量 (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量 (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
(新規)
7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒 電話番号				電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ㊟	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					
(記載上の注意)						
1. 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2. 余白には斜線を引くこと。 3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。						

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒 電話番号				電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ㊟	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					
(記載上の注意)						
1. 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2. 余白には斜線を引くこと。 3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。						

(裏面)

備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 ⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者

3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

(表面)

措置内容等報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 様

報告者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかったとき ② 産業物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付したとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しを送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称 住所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

(附る)

(新規)

備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 ④の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者

3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

(新規)

措置内容等報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 様

報告者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～④に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかったとき ② 産業物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付したとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しを送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) (新規)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称 住所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

(附る)

様式第五号（第八条の三十八関係）

（表面）

（裏面）

備考	<p>1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 （注） この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>
----	--

（日本工業規格 A列4番）

措置内容等報告書		年 月 日
都道府県知事 （市長） 様		報告者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。		
登録内容	引渡し年月日	登録番号
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（ ）	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 産業物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき （ 年 月 日） ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	住 所
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

様式第五号（第八条の三十八関係）

（表面）

（裏面）

備考	<p>1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 （注） この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者（新規）</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>
----	--

（日本工業規格 A列4番）

措置内容等報告書		年 月 日
都道府県知事 （市長） 様		報告者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。		
登録内容	引渡し年月日	登録番号
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（ ）	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 産業物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき （ 年 月 日） ③ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） （新規）	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	住 所
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)		
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所

様式第五号の二(第八条の三十八の四関係)

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長) 殿	
申請者	
住 所	
名 称	
代表者の氏名	印
電話番号	
住 所	
名 称	
代表者の氏名	印
電話番号	
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)	
※事務処理欄	

(新規)

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

申請者
住 所
名 称
代表者の氏名 印
電話番号

住 所
名 称
代表者の氏名 印
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年 月 日 第 号 (都道府県等名： 年 月 日 第 号)
認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の処理の開始予定年月日	年 月 日

※ 事 務 処 理 欄

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びハに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

提出者
住所

名称

代表者の氏名

印

電話番号

(新規)

様式第五号の五 (第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係)
(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定^{変更}届出書^{廃止}

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者
住 所
名 称
代表者の氏名 印
電話番号

住 所
名 称
代表者の氏名 印
電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の
処理に係る特例に係る以下の事項について^{変更}したので、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律^{廃止}第12条の7第9項
施行令第6条の7の2の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更した事項(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項を除く。)又は廃止した事項の内容		

変更した事項の内容(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項)

(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役 職 名・呼 称	住 所

変更又は廃止の理由

(第2面)

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けた者(変更の認定を受けようとする者)のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連絡先
名 称
部署名
住 所
担当者の氏名
電話番号

※手数料欄

(日本工業規格 A列4番)

(新規)

様式第五号の六(第八条の三十八の九関係)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証	
年 月 日	
住所 名称 代表者の氏名	
住所 名称 代表者の氏名	
<p style="text-align: center;">第12条の7第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の7第7項 の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印 (市長)</p>	
認定の年月日	年 月 日
認定番号	
1. 認定に係る処理の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)	
2. 認定に係る積替えを行うすべての場所の所在地、面積及び当該場所ごとの積替えを行う産業廃棄物の種類	
3. 認定に係る処分の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、場所及び処理能力を記載すること。)	
4. 認定に係る事項の変更の状況 年 月 日 (内容)	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

備考
1 この届出書は、変更又は廃止の日から10日(登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日)以内に提出すること。 2 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
連絡先
名称
部署名
住所
担当者の氏名
電話番号

(日本工業規格A列4番)

(新規)

(第2面)

処分に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量	
廃棄物の種類	生じた量
	t
	t
	t
合計	t

再生品の種類ごとの数量	
再生品	生じた量
	t
	t
	t
合計	t

熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合計		kcal

(当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置)

備考
 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
 2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先
 名称
 部署名
 住所
 担当者の氏名
 電話番号

(日本工業規格 A列4番)

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書
 年 月 日

都道府県知事
 (市長) 殿

報告者
 住所
 名称
 代表者の氏名 印
 電話番号

住所
 名称
 代表者の氏名 印
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の11の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る年度の処理状況を報告します。

認定の年月日及び認定番号
 (他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号)
 (都道府県等名: 年 月 日 第 号)

収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	処理した量
	t
	t
	t
	t
	t
合計	t

(新規)

様式第十七号(第十条の二十三関係)

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		平成 年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)			
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。			
新		旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)			
変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)			
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所	役 職 名・呼 称
廃止又は変更の理由			
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 (日本工業規格 A列4番)			

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		平成 年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)			
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。			
新		旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)			
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)			
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所	役 職 名・呼 称
廃止又は変更の理由			
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 (日本工業規格 A列4番)			

様式第十七号(第十条の二十三関係)

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		平成 年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)			
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。			
新		旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)			
変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)			
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所	役 職 名・呼 称
廃止又は変更の理由			
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 (日本工業規格 A列4番)			

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		平成 年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)			
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。			
新		旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)			
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)			
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所	役 職 名・呼 称
廃止又は変更の理由			
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 (日本工業規格 A列4番)			

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

(第1面)

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)	
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲 (取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分 (再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号 事業場 電話番号 面積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ (それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事務処理欄	

(新規)

様式第三十五号の四 (第十三条の十一関係)

有害使用済機器保管等廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	

備 考
1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)		
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由

変 更 予 定 年 月 日

備 考
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

(新規)

(新規)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号) (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>(産業廃棄物管理票等に関する規定の特例)</p> <p>第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八条の二十一第一項、第八条の三十一の五、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。</p>	<p>(産業廃棄物管理票等に関する規定の特例)</p> <p>第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八条の二十一第一項、第八条の三十一の二、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。</p>

(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）</p> <p>第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六</p>	<p>（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）</p> <p>第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並び</p>

年政令第三百号)第六条の十二第二号(第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成三十一年四月一日
- 二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条の二第三項第四号、第八条の十七の二、第八条の二十、第八条の二十一、第八条の二十五の二及び第八条の二十八の改正規定、同令第八条の三十一の次に三条を加える改正規定、同令第八条の三十一の二、第八条の三十一の三、第八条の三十二、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十四の二、第八条の三十四の

三、第八条の三十四の四、第八条の三十四の五、第八条の三十四の六、第八条の三十五、第八条の三十六、第八条の三十七、第八条の三十八（「電子情報処理組織使用事業者」を「電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者」に、「法第十二条の五第十項」を「法第十二条の五第十一項」に改める部分に限る。）、第八条の三十九、第八条の四十四、第十条の八及び第十条の二十一の改正規定、同令様式第二号の十三から様式第二号の十五までの改正規定並びに第三条の規定 平成三十二年四月一日